

まちなかの空き家、空き店舗や 低未利用地の活用をお考えの方に アドバイザーを派遣します！

空き家、空き店舗などを
活用する際に専門家の意見
が聞きたい

共同建替えをしたいけれど
ノウハウがない

土地活用のアドバイス
がほしい

などお考えの方へ、専門的なノウハウを持つアドバイザーを派遣し、スムーズに事業を進めていただけるようお手伝いします。

◆事業概要

- 鳥取市中心市街区域内において、
 - ◇コーポラティブ方式及び定期借地権方式の活用を行おうとする方
 - ◇まちなかの低未利用地を宅地転換しようとする方
 - ◇公共空間を有した住宅共同建替え事業を行おうとする方
 - ◇空き家、空き店舗などの利活用事業を行おうとする方

に対し、ノウハウを持つアドバイザーを派遣し、円滑な事業の推進を図ります。

◆派遣対象者

事業を行う事業者、所有者等

◆派遣対象経費

アドバイザー報償費(1回につき30,000円)

交通費(予算の範囲内)

※派遣は1事業に対し原則6回までです。

中心市街地区域図



※詳しくは以下のお問合せ先までお気軽にご連絡ください。

【お問合せ先】 鳥取市 都市整備部 中心市街地整備課
〒680-8571 鳥取市尚徳町116
TEL (0857)-20-3276 FAX (0857)-20-3048
E-mail shigaichiseibi@city.tottori.lg.jp



鳥取市 アドバイザー派遣

検索

◎要綱、申請様式については鳥取市公式ウェブサイトをご覧ください。
<http://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1530239259203/index.html>

派遣業務一覧

▶コーポラティブ方式及び定期借地権方式を活用した住宅供給に対する アドバイス業務

- 土地所有者に対する計画立案に係る指導及び助言に関する業務
- 入居者募集に係る指導及び助言に関する業務
- 入居者説明会に係る指導及び助言に関する業務
- 建設組合の設立及び運営(建物竣工までの間の運営に限る。以下同じ)に係る指導及び助言に関する業務
- 資金融資計画に係る指導及び助言に関する業務
- 借地契約等契約締結に係る指導及び助言に関する業務

▶まちなかの低未利用地の宅地転換事業に対するアドバイス業務

- 低未利用地の実態把握に係る指導及び助言に関する業務
- 宅地転換に係る指導及び助言に関する業務

▶公共性を有した共同建替え事業に関するアドバイス業務

- 土地所有者、借地権者及び建物所有者(以下「地権者等」という。)に対する計画立案に係る指導及び助言に関する業務
- 入居者及び住宅関連事業を行おうとする者の募集に係る指導及び助言に関する業務
- 地権者等への説明会に係る指導及び助言に関する業務
- 建設組合及びまちづくり会社(以下建設組合等」という。)の設立及び運営に係る指導及び助言に関する業務
- 資金計画に係る指導及び助言に関する業務
- 建設組合等の契約締結に係る指導及び助言に関する業務

▶遊休不動産の利活用事業に関するアドバイス業務

- 物件探しに係る指導及び助言に関する業務
- 利活用計画立案に係る指導及び助言に関する業務
- まちづくり会社立ち上げ、運営等に係る指導及び助言に関する業務

※その他上記に類する業務等も対象となります。
詳しくは中心市街地整備課までご相談ください。

(☎ 0857-20-3276)

